

役員等の報酬等に関する規程

社会福祉法人
佐賀キリスト教事業団

役員等の報酬等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人佐賀キリスト教事業団（以下「法人」という。）の役員（理事及び監事）、評議員、評議員選任・解任委員及び福祉サービス相談委員会委員（以下「役員等」という。）の報酬、費用弁償、退任慰労金、及び慶弔について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 報酬及び費用弁償

(報酬)

第2条 法人の役員等に対して次の業務に従事した場合は報酬を支給する。

ただし、役員等が職員である場合や業務の主催者から報酬相当額が支払われた場合には、これを支給しない。

- (1) 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、法人福祉サービス相談委員会への参画
- (2) 法人用務のため理事長が依頼した行事会議などへの参画

2 報酬は次のとおりとする。

	報酬額
理事長	別表に掲げる額
理事・評議員	日額 8,000円
評議員選任・解任委員	日額 8,000円
監事	日額 8,000円
(監事監査等実施の場合)	日額 16,000円
福祉サービス相談委員会委員	日額 5,000円

3 用務が出張の場合で2日以上にわたるときは、1日に付き16,000円を支給する。

4 役員に対して、各年度の総額が70万円を超えない範囲で支給することができる。

(法人用務依頼)

第3条 役員等の法人用務は理事長が依頼する。

(費用弁償)

第4条 役員及び評議員等に費用弁償として支給する旅費の額は、特別養護老人ホームシオンの園の職員の定めにより支払い、支払方法については、特別養護老人ホームシオンの園の職員の例による。ただし、佐賀市内の旅費の額は、一律1,500円とする。

第3章 退任慰労金

(慰労金の算定)

第5条 退任役員及び評議員に対する退任慰労金の金額は、次の基準に基づき算出した額とする。

なお、1期は理事の任期の2年とし、評議員の1期は、理事の2期に相当するものとする。

1 期未満	20,000円
1 期以上～3 期未満	40,000円
3 期以上～5 期未満	80,000円
5 期以上～6 期未満	100,000円
6 期以上においては、評議員会において決定する。	

第4章 慶弔

(役員及び評議員の慶弔)

第6条 役員及び評議員の慶弔の方法は、次の各号によるものとする。

- 1 役員及び評議員が死亡した場合は、10万円以内の範囲で御花料をその遺族に対して贈るとともに、理事長名の弔電をもって弔意を表す。
- 2 役員及び評議員の配偶者が死亡した場合には、5万円以内の範囲で御花料をその遺族に対して贈るとともに、理事長名の弔電をもって弔意を表す。
- 3 役員及び評議員が疾病等のため、3ヶ月以上入院した場合は、見舞金として1万円を贈る。

第5章 改正その他

(改正)

第7条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て決定するものとする。

附則

この規程は2007（平成19）年4月1日から施行する。

この規程は2014（平成26）年4月1日から施行する。

この規程は2015（平成27）年1月1日から施行する。

この規程は2017（平成29）年4月1日から施行する。ただし、改正社会福祉法附則第9条の規定により2017年4月1日までに選任される評議員の選任に係る選任・解任委員会への出席に関わる報酬は、この規程の例により支給する。

この規程は2019（令和元）年7月1日から施行する。

この規程は2023（令和5）年7月1日から施行する。

(別表)理事長報酬表

号俸	理事長	摘要
1号俸	125,000円	継続かつ定期的に就業する 理事長の報酬月額 法人の職員を兼務する場合はこの規定を適用しない。
2号俸	188,000円	
3号俸	250,000円	
4号俸	313,000円	
5号俸	375,000円	
6号俸	438,000円	
7号俸	500,000円	
8号俸	563,000円	
9号俸	625,000円	